

団体名	鹿児島オンブズマン	都道府県名	鹿児島県
所在地(〒899-5106) 鹿児島県霧島市隼人町内山田三丁目3-2			
電 話	090-3016-0127	FAX	0995-63-1701
Eメール	a-lopas@po.synapse.ne.jp	ホームページ	http://www.synapse.ne.jp/~aunion/k-ombudsmantop.htm
代表者	続 博 治	報告者	続 博 治
結成年月日	2003年(鹿児島オンブズマンとして再スタート)		
会員数	6名	年会費	3000円
組織の状況(会議の頻度・案内方法・会計状況等)・特徴 ・霧島市開発公社土地売却問題にかかる情報開示文書の解析 ・2011年自治体情報公開度調査			
活動を始めてから 情報公開請求件数(地方) 60件 (国) 住民監査請求件数 3件		特記事項 ・	
裁判の記録 住民訴訟件数 ・鹿児島県「行政委員報酬」訴訟(個人3人が提訴) 2010年5月20日提訴 2011年9月21日結審の予定 ・その他		特記事項	
この1年間の活動経過と今後の方針 1, 2010年の活動報告(次ページに新聞報道記事) (1)霧島市開発公社土地売却で、霧島市と開発公社へ開示請求 (2)鹿児島県「行政委員月額報酬支払差止等請求事件」住民訴訟 (3)2010年「全国情報公開度ランキング」調査(鹿児島県及び県内19市) 2, 今後の方針 (1)活動の柱について ① 地方自治体の情報公開条例を利用した行政文書の開示請求と、開示を受けようとする人の支援。 ② 県内のオンブズマンのネットワークによる、鹿児島市民オンブズマンの再構築をはかる。 (2)具体的な取り組み ① 全国オンブズマン連絡会議と九州ネットワーク会議と連携。 ② 開示された情報の分析、公表。 ③ 会員相互及び他団体等との情報交換・経験交流及び共同研究。 ④ 行政訴訟の提起及び支援。			

鹿児島オンブズマン関係 報道記事 2010年7月～2011年8月

第18回全国市民オンブズマン松本大会（2011年9月3～4日）

1. 2009年度自治体情報公開度調査(2010年5月～)

■情報公開度、全国ワースト2 県+19市平均、09年度

「朝日新聞」鹿児島版 2010年10月1日

2009年度の都道府県と全国各市の情報公開の度合いを全国市民オンブズマン連絡会議が点数にして調べたところ、県と県内19市（今年3月23日誕生の始良市を含む）の平均点は47都道府県中、下から2番目だった。市長の交際費について、相手先を明らかにしないことなどで低い評価になった。県のみでは68ポイントと満点（70ポイント）に近く、13位と好成績だった。

◇県内では阿久根と出水が最低

調査は今年4～6月に都道府県と東京23区、各市に質問状を送り、前年度の情報公開制度について尋ねた。新潟の1市を除く全国854自治体から回答があったという。

県と県内の市の平均は40.30ポイントで、最下位の高知県（40.25ポイント）をわずかに上回る46位だった。1位神奈川県（58.70ポイント）、2位鳥取県（55.80ポイント）、3位大分県（55.60ポイント）と上位の県から大きくポイントを離された。

県内の最下位は阿久根市と出水市でいずれも24ポイント。採点できた自治体の中では全国ワースト10に入る。

阿久根市は情報公開が請求できる人を市民や市に關係がある人に限定しており、市長交際費も「出張時土産品として」など対象があいまいだとされた。出水市は閲覧に手数料がかかり、市長交際費も個人名は非公開だった。

全体でもA4白黒のコピー代を1枚20円以上しているところが9市と多く、成績を下げた。枕崎市は1枚30円、南九州市は1枚25円と全国的に見ても高額だった。

◇霧島トップ、市長交際費で満点

逆に市のトップは霧島市で65ポイント。鹿児島市（57ポイント）、いちき串木野市（49ポイント）が続く。霧島市は県内の市では唯一、市長交際費で満点の20ポイントをとった。病気見舞いを除き市長交際費の内容や金額について、相手先の個人名や法人名を含め、月ごとにホームページ上で明らかにしている。

例えば、8月2日、3150円、岐阜県各務原市食事代（市長、各務原市長、同市秘書広報課長）▽8月10日、1万5千円、堀井国分駐屯地司令歓迎の夕べ時費（出席者市長、副市長）▽8月30日、1万500円、故猪木満徳氏（元牧園町議・3期）告別式時生花——といった具合だ。ちなみに8月に使った市長交際費は6万4020円だった。

全国市民オンブズマン連絡会議事務局長の新海聡弁護士「市長交際費の公開が進んでいないというのは、議会や市民に対し、市長の力が強い市が多いのではないかと。地域に共通する体質のようにも見える」と話す。通常、市の情報公開条例は県にならうことが多い。県が上位なのに市の平均点が低いのは珍しいという。

◇県のみでは13位 「他県に負けられない」

県も最初から情報公開が進んでいたわけではない。2004年発表の調査では、コピー代は1枚20円、知事の交際費は一部しか公開していないなどで36位と低迷していた。

その後、交際費を全面公開したり、公開の対象を関連団体にまで広げる条例改正をしたりと、一歩ずつ透明度を高めていった。

県が動いた背景には、毎年発表される情報公開度ランキングの影響もあるとみられる。オンブズマンによると、どこの県も「他県に負けられない」と公開が進んだという。この流れを受けてオンブズマン側が狙いをつけたのが市だ。これまでの都道府県や政令指定市に加え、今年から初めて調査対象に加えた。

実際、県内でも公開が進んでいきそうな雰囲気だ。県内最下位の一つ、出水市では市長交際費やコピー代、公開の対象など、低い評価を受けた点についてすでに見直しを始めた。同市の横山達也総務課長は「もともとは県内でも2番目に情報公開条例を制定するなど情報公開の進んだ市だった。年内にもできるところから手をつけていきたい」と話す。（星賀亨弘）

■情報公開度ランキング：昨年度、県内18市の平均40点 全国最下位 /鹿児島

毎日新聞 2010年9月4日 鹿児島版

◇交際費不透明さ際立つ

全国市民オンブズマン連絡会議（本部・名古屋市）がまとめた09年度情報公開度ランキングで、県内18市の平均点が40点で、47都道府県で最下位となった。中でも市長交際費の透明度が低く、同会議は「10年前のレベル」と指摘している。一方、鹿児島県は47都道府県中13位と上位につけた。【福岡静哉】

調査は、市長交際費の透明度▽閲覧手数料や請求権者の範囲、コピー代など情報公開制度の利用のしやすさ▽公社、地方独立行政法人、100%出資団体が公開対象となっているか▽公共工事の入札情報の公開度――など16項目。70点満点で採点した。

平均点が低かった最大の要因は、市長交際費の透明度。20点満点は県と霧島市のみで、0点が4市▽2点以下が4市あった。ほかにも、情報公開請求に伴うコピー代を20円以上徴収している市が9市あり、請求権者を市民などに狭く制限している市が8市あったことなどが、低評価につながった。

自治体別で見ると、県内トップは霧島市の65点で、全国平均の47.89点を上回ったのは霧島市のほか鹿児島、いちき串木野両市だけだった。県は68点とほぼ満点に近かった。

同会議の新海聡事務局長は「情報公開に対する意識の低い市が目立つ。特に市長交際費の透明度の低さは、市長の体質をよく現している。これを機に改善してほしい」と話した。

県内18市の得点と順位は以下の通り。

◇阿久根市ワースト6位

情報公開度ランキングで全国ワースト6位に、阿久根市が入った。市長交際費の透明度がとりわけ低かったのが要因。竹原信一市長はブログで積極的に意見を発信しているが、行政の情報公開は今ひとつと言えそうだ。

ランキングは回答を拒否した1自治体を除く全国784市が対象。阿久根市の得点は70点満点中24点で、九州・山口でも福岡県豊前市に次ぎワースト2位だった。

他市と比べ突出して低かったのが市長交際費で、20点満点中1点だった。「出張時土産品として」とだけ記し支出相手や内容が明記されていない項目が多いことが低評価につながった。全国市民オンブズマン連絡会議は「都合の悪い時はごまかせる。これでは情報公開とは言えない」と指摘している。

交際費に関する要綱は前市長時代に策定されたものだが、同会議は「透明化は市長の決断ですぐにできる。情報公開は都合の悪いこともオープンにすることに意義がある。そこに消極的なようでは民主的とは言えない」と分析している。

2. 鹿児島県行政委員報酬問題

■行政委員報酬月額制見直し 鹿児島県が議会で説明

「南日本新聞」(2011 03/10 06:30)

<http://373news.com/modules/pickup/index.php?storyid=30914>

鹿児島県は9日、県議会総務委員会で、非常勤の行政委員の報酬を月額から日額へ見直すよう求めた陳情について「裁判で月額報酬が妥当性を欠くものではないと主張している」として、現段階で月額制を見直す考えがないことをあらためて示した。

陳情を提出した鹿児島市の住民らは昨年、月額制が「勤務日数に応じて支払う」と定めた地方自治法に違反するとして鹿児島地裁に提訴。同委員会は「引き続き裁判の推移を見守りたい」として陳情を継続審査とした。

月額制については、勤務実態に即さず高額との批判があり、全国の自治体で報酬体系を見直す動きが広がっている。県当局は、全国16自治体で住民訴訟が起き、滋賀県を除く4自治体で行政側が勝訴していると説明。「行政委員の職責を考えると、日額制では人材確保に困難をきたす懸念がある」と述べた。

■非常勤の行政委員 都道府県の8割が報酬見直し

「南日本新聞」(2011 03/07 11:19)

<http://373news.com/modules/pickup/index.php?storyid=30837>

高額な月額報酬が勤務実態に見合っていないとの批判がある、公安委員会や労働委員会など非常勤の行政委員の報酬見直しが全国的に進んでいる。南日本新聞の調査では、4月から佐賀や山形など15道府県が月額制を日額制か月額・日額併用制に改めることが分かった。既に他の11県が条例改正を終え、検討中を加えると8割を超す自治体が報酬体系を見直す。鹿児島県は「業務の量や質は日数だけで判断できず月額制が妥当」としており、見直しの動きはない。

全国的な見直しは、高額な報酬への批判に加え、2009年1月に大津地裁が、滋賀県の労働、収用、選挙管理の各委員会委員に対し「月数回の勤務日数にかかわらず月額報酬を支払うのは地方自治法に照らし違法」と判決したことが大きく影響した。大阪高裁も10年4月に「著しく妥当性を欠く」と判断、多忙な選挙管理委員長をのぞき違法としている(滋賀県は上告中)。

その後、報酬を見直す動きが加速。静岡県が10年度から全委員を日額制にしたほか、神奈川や群馬なども同年度に月額・日額併用制に変更した。10年7月の全国知事会の行政改革プロジェクトチームも「原則として委員の活動に応じた日額支給に改めるべき」との提言を行った。

鹿児島県の行政委員は、選挙管理、教育、公安、人事、監査、収用、労働、海区調整、内水面漁場管理の9委員。県などによると、収用、労働、選挙管理、監査の4委員の勤務日数は月1～6日で、報酬は月額5万4000～21万円。全9委員の報酬は3万6900～23万6700円。09年度は84人に9019万1700円が支給されている。

県では(1)委員の業務の質・量は勤務日数だけでは判断できない(2)委員の報酬などを定めた条例に違法性はないとの理由から「見直しを行う事情は変わっていない」として現行の月額制を維持する姿勢だ。県人事課は「委員には自己研さんや守秘義務などがあり、県知事と同格の職責があり妥当」としている。

鹿児島県では10年5月、報酬を月額制で支払うのは違法として鹿児島市の住民らが鹿児島地裁に提訴、現在も係争中。県議会にも「報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を求める陳情が出されているが、継続審議となっており、今年4月の改選を控え、審議未了になる可能性が高くなっている。

全都道府県の行政委員報酬の現状	月額制	現状維持 (8)	鹿児島、宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、奈良
	月額制	見直し検討中 (13)	岩手、石川、福井、長野、愛知、大阪、兵庫、和歌山、徳島、香川、長崎、宮崎、沖縄
	日額制 (2)		山梨、静岡
	月額・日額併用 (24)		北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、神奈川、新潟、富山、岐阜、三重、滋賀、京都、鳥根、鳥取、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分

(月額・日額併用は議会提案中も含む)

「報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を求める陳情書

平成23年7月6日

鹿児島県議会議長
金子 万寿夫殿

「報酬及び費用弁償に関する条例」の改正について

【陳情の趣旨】

私たちは、今回の陳情と同一趣旨のものを昨年5月27日付で陳情しました。しかし採決に至らないまま県議会議員選挙となったため、審議未了となりました。そこで、あらためて陳情します。

陳情の趣旨は、現在「月額報酬」となっている鹿児島県の行政委員会の委員および非常勤の監査委員の報酬を、勤務の実態に合わせて「日額報酬」に改めるよう、県議会が主体的・積極的に鹿児島県の「報酬及び費用弁償に関する条例」改正に取り組んでいただきたいということです。

これら委員の報酬は、同条例第2条による「別表第1」および「別表第2」に基づき、月額報酬制となっています。しかしこれは地方自治法第203条の2第2項「本文」が定める「(非常勤職員の)勤務日数に応じた報酬原則」に違反しており無効です。勤務の実態からしても月額報酬制とするべきではありません。逼迫する鹿児島県の財務状況からしても、日額報酬制に改めるべきです。行財政スリム化を求める県民・国民世論は強まっており、全国各地の自治体で、これら非常勤の行政委員の報酬を月額制から日額制に改める動きが相次いでいるという時代状況にあります。条例を制定する権限を持つ貴議会が、自主的・主体的・積極的に同条例を見直し、月額制から日額制に条例を改正されるよう求めます。

以上の趣旨に基づき、以下の通り陳情します。

記

- 地方自治法第203条の2は第1項で「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員(中略)に対し、報酬を支給しなければならない」と定め、第2項で「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する」という「日額報酬制の原則」を示しており、その上で「ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とも規定しています。
- 鹿児島県の行政委員会委員および非常勤の監査委員に対する月額報酬の支給は、上記自治法第203条の2第2項の「ただし書き」に基づいて県の「報酬及び費用弁償に関する条例」が定められていることに根拠を置いています。
しかし、この自治法第203条の2第2項「ただし書き」は、「条例で定めさえすれば、月額報酬支給が認められるものである」と解するべきではなく、第2項「本文」の「日額制原則」を踏まえたうえで、「月額報酬制を採用するのが妥当だとするような『特別な事情』があるかどうか」が、慎重にかつ厳格に判断されなければならないと考えます。
- 滋賀県が、同県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の3行政委員会委員に対し月額報酬を支給していることに関して、同県民が「月額報酬の支出差し止め」を求めて嘉田由紀子滋賀県知事を訴えた裁判では、一審の大津地裁(平成21年1月22日判決)および二審の大阪高裁(平成22年4月27日判決)が、同県民の主張を概ね認め、月額報酬の支出を認めてはならない旨、判示しております(二審は、選管委員長については月額報酬の支出を認めました。なお、この訴訟は滋賀県が上告中です)。
- 上記3.の二審・大阪高裁は、自治法第203条の2第2項の「ただし書き」の趣旨について、成立過程を含め綿密に検討したうえで、月額報酬制を定めることのできる「特別な事情がある場合」について次の4類型を判示しました。「①当該非常勤職員の役所における勤務量が常勤の職員に比肩し得るあるいは準ずる場合、②役所における勤務量が必ずしも多くはない場合でも、役所外の職務執行や、役所内外での勤務に備える待機等が多いなど事実上の拘束があって、月額で報酬を支払うのが相当と考えられる場合、③勤務量を認識することが困難で、日額報酬制をとるのが不相当と判断され、月額報酬制をとらざるを得ない場合、④その他勤務や地方の実情に照らし、この原則によらずに月額報酬制を必要とする特別な事情がある場合」の4類型です。
- 鹿児島県の行政委員会委員および非常勤の監査委員の月額報酬制の是非に対しても、この大阪高裁判示を尊重して、厳密に検討されるべきです。
- 私たちが鹿児島県の情報公開制度に基づき入手した資料によりますと、鹿児島県の行政委員会のうち、収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会、監査委員の4機関については、上記大阪高裁の判示に従うならば、①少ないときには月1日、多くとも月6日の勤務実態であり、常勤の職員に比肩しうる勤務量、と見なすことはできません。また②役所外の職務執行や役所内での待機など事実上の拘束がある、と見なすこともできません(ただし、監査委員は旅行命令により現地に出向くことが職務内容です)。さらに③勤務量を認識することが困難で月額報酬制を取らざるを得ない、と見なすこともできません。また④これらとは別の特別な事情があって月額報酬制が取られている、と見なすこともできません。従って、少なくとも鹿児島県の収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会、監査委員の4機関について月額報酬を支給することは、自治法第203条の2第2項の「本文」の原則に矛盾、抵触し妥当性を欠いています。
- 鹿児島県の行政委員会とは上記4機関にとどまらず、教育委員会、人事委員会、公安委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会があり、これらの各委員についても月額報酬制が定められております(「報酬及び費用弁償に関する条例」の「別表第2」)。県議会ではこれらすべての行政委員会委員および非常勤の監査委員の月額報酬制について、慎重かつ厳格な検討をしていただき、同条例の見直し・改正をしていただきたいと思えます。
- 行政委員会委員などの月額報酬制については、全国的に見直しが進んでいます。
- 全国知事会の行政改革プロジェクトチームは、2010年11月、「行政委員会の報酬見直し」について「改革の方向性」をとりまとめました。そこでは「全国一律の基準をもって見直すことは困難」としながらも、「既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする」と述べています。
「自主的に見直しを進めていく」という方向性は、私たちの陳情の趣旨に合致するものであり、県議会もこの方向性を重く受け止めるべきだと考えます。
- 逼迫する県の財政状況を考え、行政スリム化に対する社会的要請が強まっている時代背景を考えれば、「条例で定められているから、月額報酬を支給することに問題はない」とすることは妥当ではありません。上記8.で述べましたように、各県の月額報酬制の見直し方はさまざまあります。本当に鹿児島県の「報酬及び費用弁償に関する条例」の定めが妥当かどうかを真剣に検討すべき時期にきています。全国的な見直しの流れを無視するべきではありません。県議会での真剣な検討と条例見直しを求めます。
- 私たちは、伊藤祐一郎鹿児島県知事を相手に、上記6.に記載した収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会の各委員と鹿児島県監査委員に対し、月額報酬を支払ってはならないとして、差し止めを求める訴えを鹿児島地裁に起こしました(平成22年5月20日)。同趣旨の見直しを求めた住民監査請求が却下された(平成22年4月23日付)ためです。提訴は却下を受けて、やむを得ずとったものですが、県議会が「報酬及び費用弁償に関する条例」の見直し・改正に主体的・自主的に取り組んでいただければ、司法判断を待つ必要もなくなります。逼迫する鹿児島県の財務状況を見るにつけ、また行財政スリム化という県民の要請を考えるならば、県議会の積極的な対応を期待いたします。

以上